

中間決算公告

平成18年12月27日

山口県周南市平和通一丁目10番の2
株式会社西京銀行
代表取締役 渡邊 孝夫

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 7社

会社名

西京ビジネスサービス株式会社
西京リース株式会社
西京カード株式会社
株式会社エス・ケイ・ベンチャーズ
株式会社西京総研
きらら債権回収株式会社
株式会社HR S

- ② 非連結の子会社及び子法人等 3社

会社名

投資事業有限責任組合西京サポート壱号
投資事業有限責任組合西京サポート弐号
投資事業有限責任組合西京サポート参号

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 0社

- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 3社

投資事業有限責任組合西京サポート壱号
投資事業有限責任組合西京サポート弐号
投資事業有限責任組合西京サポート参号

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 7社

- ② 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

中間連結貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	14,991	預 金	687,367
コールローン及び買入手形	19,153	譲 渡 性 預 金	1,170
買 入 金 銭 債 権	10,775	借 用 金	3,000
商 品 有 価 証 券	44	外 国 為 替	0
金 銭 の 信 託	10,421	社 債	5,000
有 価 証 券	136,042	そ の 他 負 債	7,544
貸 出 金	527,776	退 職 給 付 引 当 金	1,713
外 国 為 替	462	そ の 他 の 引 当 金	8
そ の 他 資 産	8,851	再評価に係る繰延税金負債	2,051
有 形 固 定 資 産	14,574	支 払 承 諾	3,404
無 形 固 定 資 産	1,660	負 債 の 部 合 計	711,260
繰 延 税 金 資 産	9,076	（ 純 資 産 の 部 ）	
支 払 承 諾 見 返	3,404	資 本 金	11,300
貸 倒 引 当 金	△ 15,863	資 本 剰 余 金	8,910
		利 益 剰 余 金	8,761
		自 己 株 式	△ 24
		株 主 資 本 合 計	28,948
		その他有価証券評価差額金	△ 949
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 300
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,336
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,087
		少 数 株 主 持 分	76
		純 資 産 の 部 合 計	30,111
資 産 の 部 合 計	741,372	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	741,372

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等（株式は中間連結決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。また、有価証券運用以外を主目的とする金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.及び3.と同じ方法による行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 5年～50年 |
| 動 産 | 3年～20年 |
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（当行の勘定系基幹システム関連については8年、その他は主として5年）に基づいて償却しております。
8. 当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等は、外貨建資産・負債を保有していません。
9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,355百万円であります。
- 連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 過去勤務債務 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理 |
11. その他の引当金は、子会社である西京カード株式会社が会員に対しカード利用に応じたポイントを交付しており、その金品との引換請求により発生する費用に備えるため、過去の実績率に基づく西京カード株式会社所定の基準により必要と認められる額を計上しております。
12. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理による行っております。
13. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによる行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
14. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによる行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に具合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
15. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による行っております。
16. 当行の取締役及び監査役に対する金銭債権総額 10百万円
17. 関係会社の株式（及び出資）総額（連結される子会社の株式（及び出資）を除く） 1,337百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額 8,820百万円
19. 有形固定資産の圧縮記帳額 167百万円

20. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,631百万円、延滞債権額は25,474百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
21. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は14百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,694百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,814百万円であります。
 なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,112百万円であります。
25. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 16,273百万円
 預け金 23百万円
 その他資産 3百万円
 担保資産に対応する債務
 預金 1,750百万円
 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券19,120百万円及びその他資産（保証金）8百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち保証金は284百万円あります。
26. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める財産評価基本通達に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出
27. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,000百万円が含まれております。
28. 社債には、劣後特約付社債5,000百万円が含まれております。
29. 1株当たり純資産額338円31銭
 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は338円31銭減少しております。
30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	241	254	12
地方債	69	70	0
社債	460	472	12
外国債券	10,249	9,098	△ 1,151
合計	11,021	9,896	△ 1,125

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	11,651	12,837	1,186
債券	60,378	58,344	△ 2,033
国債	36,725	35,078	△ 1,647
地方債	—	—	—
社債	23,652	23,266	△ 385
外国債券	9,673	9,461	△ 211
その他	40,430	40,222	△ 208
合計	122,133	120,866	△ 1,267

なお、上記の評価差額に繰延税金資産512百万円を加えた額 △754百万円のうち少数株主持分相当額0百万円を控除した額 △755百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

また、当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について559百万円減損処理を行ってお

ります。減損処理とは、当該株式の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについて、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理したものであります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当中間連結会計期間末において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、25%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。

31. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場株式	1,991
国内私募債	300
組合出資	1,862

32. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	10,747	10,421	△ 325

なお、上記の評価差額に繰延税金資産131百万円を加えた額 △194百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、44,414百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが44,414百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は30,335百万円であります。

- (2) 純額で繰延ヘッジ損失（又は繰延ヘッジ利益）として「その他資産」（又は「その他負債」）に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

- (4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

- (6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

35. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号平成18年9月8日）が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。

36. 当中間連結会計期間末の連結自己資本比率（国内基準）は、9.68%であります。

中間連結損益計算書

〔平成18年 4月 1日から
平成18年 9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	12,085
資 金 運 用 収 益	8,579
(うち貸出金利息)	(6,682)
(うち有価証券利息配当金)	(1,715)
役 務 取 引 等 収 益	1,437
そ の 他 業 務 収 益	314
そ の 他 経 常 収 益	1,753
経 常 費 用	11,027
資 金 調 達 費 用	784
(うち預金利息)	(595)
役 務 取 引 等 費 用	846
そ の 他 業 務 費 用	520
営 業 経 費	5,801
そ の 他 経 常 費 用	3,073
経 常 利 益	1,058
特 別 利 益	1
特 別 損 失	135
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	924
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	524
法 人 税 等 調 整 額	137
少 数 株 主 利 益	9
中 間 純 利 益	252

(注) 1 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 1株当たり中間純利益金額 2円84銭

3 「その他の経常費用」には、貸倒引当金繰入額、2,237百万円、貸出金償却50百万円、債権売却損51百万円、株式等売却損55百万円及び株式等償却591百万円を含んでおります。

4 特別損失には、役員に対する退職金支払額119百万円を含んでおります。